



- I. サステナビリティ及び ESG と欧州
- II. ソーシャルプラグインを設置したウェブサイト運営者の責任
—Fashion ID 事件先決裁定(2019年7月29日)—
- III. 欧州司法裁判所、EU カナダ貿易協定の投資裁判所が EU 法と両立すると判断

2019年
8月23日号

I. サステナビリティ及び ESG と欧州

執筆者: 木津 嘉之

1. はじめに

スウェーデンの女子高校生グreta・トゥーンベリ(Greta Thunberg)による気候変動の阻止を求めるストライキに関するニュースは記憶に新しいが、欧州(特に、北欧)は、気候変動に関する対応を含めたサステナビリティに関する先進国であると称されることが多い。サステナビリティに関する各指標(SDG Index:以下で記載する、国際連合の持続可能な開発目標の達成度に関する指標)の各国の達成度をランキングした 2019 年度のレポート¹によれば、デンマーク、スウェーデン、フィンランドが上位 3 位を占め、その後も、フランス、オーストリア、ドイツ等の欧州主要国が続く、他の先進国と比較しても、北欧を中心とする欧州におけるサステナビリティに関する意識の高さが窺われる²。

本稿においては、サステナビリティと ESG に関する議論及び日本における動向を概観した上で、欧州の近況を紹介する。

2. サステナビリティ及び ESG 投資と日本における動向

サステナビリティとは、持続可能性を意味する。国家レベルでの議論もさることながら、世界的な課題解決の一環として、グローバルレベルでの議論及び協力が必要となることから、国際機関又は国際間の会議において議論がリードされる傾向にある。例えば、国際連合は、2030 年までの世界共通目標として、「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)として、サステナブルな(持続可能な)世界を実現するための 17 の目標を採択した³。かかる目標においては、貧困・飢餓、気候変動から、平

¹ Sustainable Development Report 2019 <https://www.sdgindex.org/reports/sustainable-development-report-2019/>

² かかる点は、筆者の経験にも即している。北欧のクライアント企業及び法律事務所とのミーティングにおいてサステナビリティというキーワードが頻繁に話題に上がる。

³ <https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

和といったものまで幅広い目標を定めている。また、二酸化炭素(CO2)の排出削減目標を定めるパリ協定も、持続可能性に関する国際的な課題解決の例である。

このサステナビリティという概念及び目標と関連して、ESG投資が注目されている。ESG投資とは、従来の財務情報のみならず、Environment(環境。例えば、気候変動緩和・適応)・Social(社会。例えば、人権問題対応)・Governance(ガバナンス。例えば、贈収賄防止)に関する諸要素も考慮した投資を指すとされる⁴。これらのESGに関する諸要素は、特に、長期的な視野での投資が必要となる、年金分野の機関投資家等において重要視されてきた。実際に、国連の支持を受け、ESG課題に係る機関投資家の意思決定に関するガイドラインとして策定された責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)⁵には、多くの機関投資家が賛同し、これに署名をしている。

日本においても、ESGの諸要素の重要性については、企業の社会的責任(GSR)の一環として、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスの文脈において、また、近時は、これを超えて、機関投資家の責任、資金調達の促進及び(ESGの要素を考慮した)新規市場への事業機会等との関係で議論されている⁶。ガイドラインとして取り纏められた具体例としては、コーポレートガバナンスコードや、スチュワードシップ・コードが存在する。上場会社の実効的なコーポレートガバナンスに関する主要な原則を取り纏めた「コーポレーガバナンスコード」の2018年6月の改訂に際して、上場会社として開示を求められる「非財務情報」にいわゆるESG要素に関する情報が含まれることが明確化された⁷。また、同じく、機関投資家のスチュワードシップ責任に関する主要な原則を取り纏めた「日本版スチュワードシップ・コード」の2017年5月の改訂⁸において、機関投資家は、社会・環境問題を含めたリスク・収益機会への対応などの非財務面の事項を含め、投資先企業の状況把握をした上で運用方針を決定すべきである旨が明示された。さらに、実務上も、日本企業が、法令・規則上要請される開示書類とは別に、自社の環境・人権・ガバナンス等に関する課題認識と取組みを報告する、サステナビリティ報告書等の書類を開示する例も存在し、日本においても、持続可能な開発目標及びESGを踏まえた取組みが増加傾向にある。

3. EUにおける近時の議論

EUにおいては、日本を含む他国に先駆けて、ESGを踏まえた投資に関する基準作りを進めてきた。

まず、上記2で記載したESG要素を含む非財務情報に関する開示については、2014年に非財務情報に関する開示を義務付けるDirective(EU指令)⁹を制定した。当該Directiveにより、各加盟国は、一定の規模以上の企業及び金融機関等に対して、環境保護、社会的責任、従業員の取扱い、人権尊重、贈収賄防止、会社の取締役会におけるダイバーシティに関する開示を義務付ける法令を制定することが要請されている。なお、当該EU指令を受けて制定された各国の法令の内容の詳細は異なるため、かかる詳細は各国の法令の検討が必要であることには留意されたい。例えば、上記EU指令(Non-financial reporting Directive)は、(i)平均従業員数500名を超える、(ii)public-interest entities(PIEs: スウェーデンにおいては、上場会社、金融機関及び保険会社がこれに該当するとされる)を最低限の適用対象としているが、スウェーデンの法令においては、上記(ii)に記載の類型に該当する会社に限らず、原則、(a)平均従業員数が250名以上(上記(i)の厳格化)、(b)直近二事業年度における貸借対照表の総資産の合計額が1億7500万スウェーデンクローナを超える、又は、(c)直近二事業年度における純売上高が、3億5000万スウェーデンクローナを超える会社については、広くサステナビリティレポートを提出する義務を課す形として(Årsredovisningslag: 年次報告書法

⁴ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/esg_investment.html

⁵ <https://www.unpri.org/pri>

⁶ SDGs 経営/ESG投資研究会報告書(2019年6月28日、経済産業省(SDGs 経営/ESG投資研究会))<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628007/20190628007.html>

⁷ コーポレートガバナンス・コード(2018年6月1日、株式会社東京証券取引所)<https://www.jpix.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/20180601.pdf>。企業のESG要素に関する情報開示について、当該コードに盛り込むべきとの意見が複数寄せられたことを受けて改訂された。

⁸ 「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)(2017年5月29日、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会)<https://www.fsa.go.jp/news/29/singi/20170529/01.pdf>

⁹ Non-financial reporting Directive (2014/95/EU) https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/non-financial-reporting_en

(1995:1554)第6章10条)¹⁰、上記EU指令に定められた要件を厳格化することで、より広い適用がなされるよう調整している¹¹。

また、SDGs やパリ条約の目標を達成するためには、資金調達も重要となる。欧州委員会は、サステナブル・ファイナンスに関する包括的な戦略策定のためのアクションプランを、2018年3月に公表した¹²。ファイナンス面の議論は本稿の目的ではないため詳述しないが、サステナビリティ活動のための分類システムの確立、グリーン金融商品の基準及びラベルの創設、サステナビリティに関するベンチマークの開発、機関投資家及びアセットマネージャーの義務の明確化等が含まれる¹³。

4. 最後に

欧州におけるESG諸要素、SDGsへの関心及び法令化を含めた検討状況を勘案すると、日本企業が、欧州を含めた地域においてグローバルに事業を展開する場合、また、欧州を含めた市場において資金を広く調達する場合、より高いレベルでのESG要素へのコミットメント及び開示を求められることが予想される。今後のEUを含めた、国際機関及び各国における議論に注視をしていくことが必要となる。



きず よしゆき
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_kizu@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)ロースクール卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクゼキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全域のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。

II. ソーシャルプラグインを設置したウェブサイト運営者の責任

—Fashion ID 事件先決裁定(2019年7月29日)—

執筆者:石川 智也、木村 響

1. Fashion ID 事件とは

ドイツのEコマースウェブサイト(Fashion ID)が、ウェブサイト上に世界的なソーシャルネットワークサービス(SNS)のソーシャルプラグインを設置し、閲覧者のIPアドレス等をSNSに提供していたことに関連して、ウェブサイト閲覧者にそのデータ処理に関する情報を提供せず、また同意も取得していなかったこと等が、旧データ保護指令(GDPRの前身にあたる旧個人データ保護指令)に違反するとして、問題となりました。本裁定は、ドイツ国内裁判所の付託を受け、欧州司法裁判所が、先行して特定の論点について判断を下したものです。

本裁定は、ドイツ国内裁判所から付託された6つの質問に対して回答するものですが、以下では、そのうちGDPRの実務に特に影響を与える可能性のある2つの論点について紹介します。

¹⁰ https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/arsredovisningslag-19951554_sfs-1995-1554

¹¹ A New Responsibility for Sustainability: Corporate Non-Financial Reporting in Sweden <https://www.ipoint-systems.com/de/nfrd-report-2018/>。これによれば、適用される企業数は実に1600社、ドイツの適用数の三倍に及んでいるとのことである。

¹² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018DC0097>

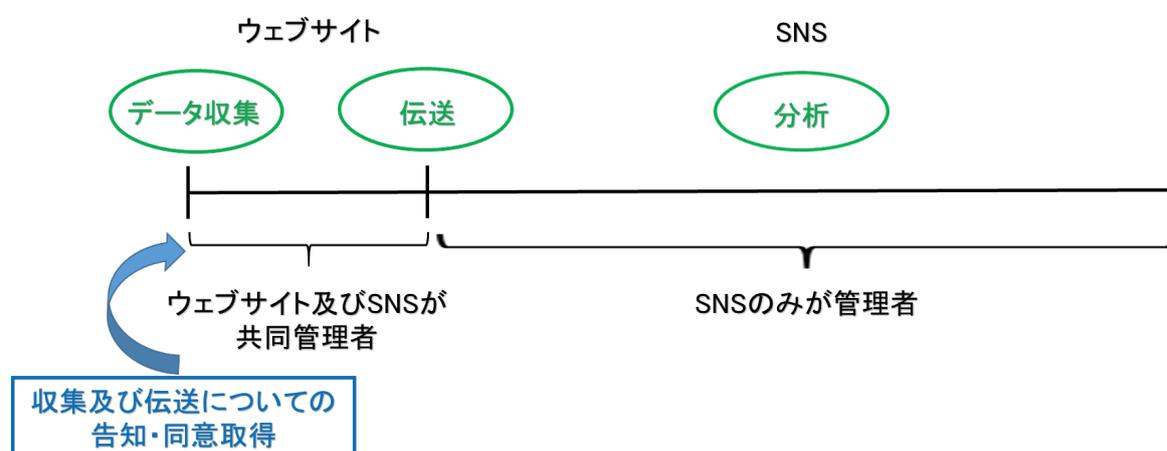
¹³ アクションプラン及びサステナブルファイナンスに関するEUの議論の詳細については、[当事務所資源/エネルギーニューズレター2018年7月号](#)にその経緯が詳しい。

2. ウェブサイト運営者が、その後のデータ処理に全く影響を及ぼし得ない場合でも、データ処理の「管理者」(controller)としての責任を負うか

本件の Fashion ID のようなウェブサイト運営者は、自らがその目的及び手段を決定する個人データの処理について、管理者たり得る旨が判示されました(Paras. 84-85。旧個人データ保護指令 2(d)条)。

具体的には、Fashion ID は、ソーシャルプラグイン提供者とともに、ウェブサイト閲覧者の個人データの収集(collect)及びソーシャルプラグイン提供者への同データの伝送(transmit)処理について管理者たり得る旨が判示されました(Paras. 84-85。旧個人データ保護指令 2(d)条)。一方で、ソーシャルプラグイン提供者に同データが提供された後の処理については、ウェブサイト運営者は、同データ処理の目的及び手段を実際に決定してはいないため、管理者とはならない旨が判示されました(Para. 85)。

本件で、欧州司法裁判所は、Fashion ID が、(1)SNS とともに個人データ処理の目的及び手段を決定することができること(一方で、収集したデータを SNS に伝送した後の処理についてはその目的及び手段を決定することはできないこと)(para. 76)、(2)ソーシャルプラグインを設置することにより、ウェブサイト閲覧者の個人データを収集し伝送することについての決定的な影響力を行使できること(para. 78)、及び(3)SNS 上で自らの商品の宣伝効果を最適化し、商業的利点を享受するという目的を有していたことが窺われること(para. 80)等を考慮し、Fashion ID は、ウェブサイト閲覧者の個人データの収集及びソーシャルプラグイン提供者への同データの伝送について、管理者たり得る旨を判示しました。



3. ウェブサイト運営者が、ウェブサイト閲覧者から取得すべき同意の内容、及びウェブサイト閲覧者に対して提供すべき情報とは何か

本件の Fashion ID のようなウェブサイト運営者は、自らがその目的及び手段を決定する個人データの処理について、ウェブサイト閲覧者から同意を取得しなければならない旨が判示されました(Para. 106。旧個人データ保護指令 2(h)条及び 7(a)条)。また、本件の Fashion ID のようなウェブサイト運営者は、自らがその目的及び手段を決定する個人データの処理についての情報を、データ取得に際してデータ主体に提供する義務がある旨が判示されました(Para. 106。旧個人データ保護指令 10 条)。その理由として、データ主体がウェブサイトを閲覧することが、個人データの処理を開始(trigger)させることに鑑みて、(背後に控えるソーシャルプラグイン提供者ではなく)ウェブサイト運営者に同意の取得及び情報提供を義務付けることが、データ主体の権利を効果的かつ即時的に保護することに資することが挙げられています(Para. 102)。

4. 本件先決裁定から考える、今後の GDPR コンプライアンス

本件先決裁定は、GDPR の前身にあたる旧個人データ保護指令に関する判例ですが、GDPR の下でも同様に理解されるべきであると考えられるため、ウェブサイト運営者がソーシャルプラグインを設置する場面について、GDPR における管理者(4 条 7 項)の認定、同意取得(4 条 11 項、7 条)並びに情報提供義務(13 条)の有無及びその内容に関する実務に対して、大きな影響を与えるものといえます。

また、本件は、E コマースウェブサイト運営者及び SNS のソーシャルプラグイン提供者が、共同管理者となり得る旨を判断するも

のですが、同様の問題が生じる業態はこれに限られず、ウェブサイトの仕組み上、GDPR の適用を受ける個人データが、ウェブサイト運営者から他の事業者へに伝送されている場合(アドテックを含む)には、同じ問題が発生するものと考えられます。つまり、ウェブサイト運営者は、自らは伝送後のデータについて何ら処理していなくても、データの伝送を受けてデータ処理を担う事業者とともに、GDPR 上の共同管理者としての責任を負い得ることになります。また、共同管理者であると認定された場合には、GDPR 上の義務を遵守するためのそれぞれの責任を明確に定める協定(26 条)が必要になると考えられます。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IP とデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供している。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



きむら ひびき
木村 響

西村あさひ法律事務所 弁護士

hi_kimura@jurists.co.jp

2017 年弁護士登録。貿易救済措置の申請、WTO 紛争解決手続の遂行等の国際通商法実務、そして企業結合審査対応や競争法関連ロビイング等の日本独禁法実務に従事する。近時の共著作として、第一東京弁護士会編「これだけは知っておきたい！ 弁護士による宇宙ビジネスガイド」(同文館出版、2018 年)がある。

Ⅲ. 欧州司法裁判所、EU カナダ貿易協定の投資裁判所が EU 法と両立すると判断

執筆者: 石戸 信平

2019 年 4 月 30 日、欧州司法裁判所(以下「ECJ」)は、EU カナダ貿易協定(以下「CETA」)が定める投資裁判所が EU 法と両立するとの意見(意見 1/17、以下「本意見」)を出した。この手続は、2017 年 9 月 7 日に欧州連合運営条約 218 条 11 項の規定に基づきベルギー政府が ECJ に意見を求めたことにより開始されたものである。

EU では、米国との間の自由貿易協定(TTIP)交渉を巡る議論を主なきっかけとして、投資家と国家との間の紛争解決手続(以下「ISDS」)に対する世論の批判が強まり、EU が交渉する自由貿易協定に規定する ISDS については、2015 年 9 月に従来の仲裁メカニズムではなく、いわゆる投資裁判所(以下「ICS」)を採用する方針を打ち出し、これまでカナダ、シンガポールおよびベトナムとの間で ICS を採用した自由貿易協定を妥結している。

従来の仲裁と ICS との大きな違いは、判断権者の選任方法と上訴審の有無にある。まず、仲裁においては、申立人である投資家、国のそれぞれが仲裁人を 1 名ずつ任命し、両紛争当事者または 2 名の仲裁人の合意により 3 人目の仲裁人(長)が選任されるのが原則である。これに対し、ICS においては、紛争当事者は裁判官を選ぶことはできず、数名の裁判官があらかじめ協定当事国政府により選任され、特定の事件を担当する裁判官 3 名はその都度ランダムに決定される。次に、仲裁手続の実質審理は 1 回のみが原則であり上訴はない¹⁴。これに対して、ICS では、二審性が採用され、第一審の判断を不服とする紛争当事者は、法解釈の誤りおよび明白な事実認定の誤り等を理由として上訴を行うことができる。

本稿では、本意見の概要を紹介するとともに、本意見の EU の投資協定政策における意義および日本企業の対 EU 域内投資に与える示唆を考察することとした。

¹⁴ 手続上の重大な瑕疵等、限られた事由を理由に仲裁地の国内裁判所または特別委員会(ICSID 条約上の仲裁の場合)による取消手続が認められているのみである。

1. 本意見の概要

本件で、ベルギー政府が ECJ の意見を求めた主要な論点は、下記の 3 点である。

- (i) EU 法の解釈を行う ECJ の排他的権限との両立性
- (ii) EU 法の平等取扱(equal treatment)原則との両立性
- (iii) 独立の裁判所へのアクセスの権利との両立性

第一の点につき、ECJ は、まず、とりわけ国際協定の双務性および EU が国際関係において力を維持する必要性から、国際協定に基づき設立される裁判所は、当事国の国内裁判所の解釈に服することなく、当該国際協定を解釈する管轄権を有することができるとの一般論を述べている。その上で、ECJ は、①ICS が CETA の規定以外の EU のルールの解釈および適用を行う場合、または、②EU の組織が EU の憲法的枠組みに従って運営されることを妨げる影響を与えるような判断を ICS が出せるような権限を有する場合には、EU 法の自律は侵害されるとしつつ、以下の検討に基づき、CETA の ICS はいずれの条件も満たさないと判断した。

まず、上記①の CETA の ICS が EU のルールの解釈および適用を行うかについては、ECJ は、CETA の関係規定を参照し、ICS の解釈適用権限は CETA の規定に関するものに限定されており、協定当事国の国内法は事実として考慮されるものの、ICS は当該国内法について国内裁判所が付与した支配的解釈に従う義務があることを理由に、否定している。

次に、上記②の EU の組織の運営に対して影響を与えるかについては、ECJ は、仮に CETA の ICS が、EU の措置を、公共利益の保護の水準を理由として CETA の規定に両立しないと判断する管轄権があるのであれば、EU の組織は、公共利益の保護のための措置を改廃せざるを得なくなり、EU の組織が自律的に運営される能力を侵害される結果となることを指摘した上で、CETA は公共利益の考慮を保障する条項を多数定めていることを理由に CETA の ICS がそのような判断を行う管轄権はないと判断している。

第二の点については、CETA の下では、EU 域内に投資するカナダ投資家は、EU の措置を問題として ICS に請求を付託することができるのに対し、EU 域内に投資する EU 投資家はそれができないことが欧州連合基本権憲章 20 条に規定する平等取扱原則に反するか否かが問題となる。この点について、ECJ は、EU 域内に投資するカナダ投資家と比較可能な状況にあるのは、カナダに投資する EU 投資家であるとし、類似の状況にある者に対する取扱いの違いは生じないと判断した。

第三の点については、ICS の独立性とアクセス可能性が問題となる。前者の独立性については、ECJ は、CETA が ICS の独立性の確保のための十分な手続的保障(裁判官の報酬、選任手続、倫理規範)を理由として肯定した。後者のアクセス可能性については、ICS が特に個人や中小企業にとって経済的にアクセス可能か否かが問題となるが、ECJ は、個人および中小企業によるアクセスをしやすいするための合同委員会による追加的ルールの策定を加速する旨の欧州委員会および閣僚理事会による声明¹⁵を根拠に、これを認めた。

2. 本意見の EU の投資協定政策における意義

ECJ は、本意見以前は、EU が拘束的紛争処理手続を有する国際条約に加盟する場合の当該紛争処理手続と ECJ による EU 法の排他的解釈権限との関係について厳格な判断を行ってきており¹⁶、例えば、欧州人権条約への EU の加盟に関する意見(意見 2/13)において、欧州人権条約への加盟条件を定めた協定案が欧州連合条約および欧州連合運営条約と両立しないと判断したことは記憶に新しい。このため、CETA の ICS についても、EU 法との両立性について否定的な意見が出されることが危惧されたが、本意見をもってこの懸念は払拭され、現在未発効となっている CETA の投資保護規定および ISDS 規定の発効(発効には全加盟国の承認が必要)に向けたプロセスが加速することが期待される。

¹⁵ [Statement by the Commission and the Council on investment protection and the Investment Court System \(ICS\) of 27 October 2016](#)

¹⁶ この点も含めた ICS と EU 法との両立性の分析として、瀧本正太郎「常設投資裁判所構想について—ヨーロッパ連合による提案を中心に—(その 7・完)」JCA ジャーナル第 65 巻 1 号(2018 年 1 月)17-20 頁。

さらに、EU は、今後の二国間の交渉では ISDS を規定せず、投資保護の実体的規律のみを規定し、他方で多数国間の投資裁判所を設立し投資紛争処理をそこに一元化する方針である¹⁷。現在、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)第三作業部会においては ISDS の改革が議論されており、EU はこれまで同部会においてマルチの投資裁判所の具体的内容を議論することを主張してきている。個別の二国間協定における ICS の文脈ではあるが、投資裁判所と EU 法の両立が ECJ により認められたことで、UNCITRAL の場においても多数国間の投資裁判所の設立に向けた EU 等の動きが活発化する可能性も大きい。

ただし、本意見をもって、CETA 以外の協定の ICS や多数国間の投資裁判所についても EU 法に両立しているとは必ずしも言えない点に注意が必要である。本意見が、CETA という一自由貿易協定の ICS に関してのみ下された意見であるということはもちろんであるが、本意見がその判断過程において、CETA は公共利益の考慮を保障する条項(手続規定および実体規定の双方)を多数定めていることを理由に、CETA の ICS が、EU の措置を公共利益の保護の水準を理由として CETA の規定に両立しないと判断する管轄権がないと判断し、この判断が EU 法との両立性を肯定する重要な根拠となっているからである。すなわち、EU が締結する別の自由貿易協定の ICS と EU 法との両立性の審査においても、協定全体を通して公共利益の考慮を保障する条項が十分に定められているか否かの審査を行うことが必要であり、規定内容いかなるかは、公共利益の考慮の保障が十分ではないと判断される可能性もある。また、逆に、EU にとってこのような条項の内容についての交渉の余地は相当程度狭まったと見るべきであろう。

3. EU 域内に投資する日本企業への示唆

本意見の後、CETA の完全発効により投資保護規定および ISDS 規定が発効すると、カナダが EU 加盟国との間で締結している二国間投資協定が終了することとなる。

[本ニューズレター2019年2月号](#)掲載の拙稿では、EU 加盟国間の投資協定に基づく ISDS(intra-EU ISDS)の利用可能性の消滅に伴い、非エネルギー分野の投資については、第三国(非 EU 加盟国)に設立する法人を経由する投資とし、当該第三国と投資先 EU 加盟国との間の投資協定に基づく ISDS の利用可能性の確保も検討事項の一つとなり得ると述べた。

カナダは、チェコ、スロヴァキア、ルーマニア、ラトビア、クロアチア、ハンガリーおよびポーランドとの間で二国間投資協定を締結しており、上記の観点から有望な経由国の一つであったと言えるが、上記東欧諸国に投資を行う場合においてカナダを経由地として検討するに当たっては、CETA がまもなく完全発効するとの想定の下、CETA の投資保護水準が十分なものか否か、仲裁ではなく ICS による紛争の解決が望ましいか否かも考慮に含める必要がある。このことは、近い将来 ICS を含む自由貿易協定が発効することが見込まれる他の国(シンガポール等)についても当てはまる。



いしど しんぺい
石戸 信平

西村あさひ法律事務所 弁護士

s_ishido@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録、2016 年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)法学修士課程修了(LL.M., in International Law, チーヴニング奨学生)、2012-2015 年外務省国際法局経済条約課(課長補佐)、2016-2017 年ロンドンのスリークラウンズ法律事務所にて勤務。現在、海外投資案件に関連して発生する紛争の解決(投資仲裁を含む。)、国外のアンチダンピング措置等の貿易救済措置についての不服申立ておよび WTO 紛争解決手続への対応を手掛けている。また、国際投資、サービス貿易、政府調達、宇宙法等の分野における国際ルールの形成、国内履行、民間による活用に精通し、これらの分野について国内外の企業、政府に対して助言を提供している。

¹⁷ [Recommendation for a Council Decision authorising the opening of negotiations for a Free Trade Agreement with Australia, 13 September 2017](#)